



# 自治会や企業・団体の ボランティア清掃活動を支援します

廃棄物対策課 ☎382-7609 📠382-2214 ✉haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

マスコットキャラクター「クリン」  
鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

本市では、きれいなまちを維持するために、ボランティア清掃活動を実施する団体を支援しています。ぜひご活用ください。

## ボランティア清掃活動でまちをきれいに

自治会の清掃活動はもちろん、各種団体・企業などの社会貢献活動を目的としたボランティア清掃活動を支援しています。近年は、企業や団体の申し込みも増加しており、年間300件近くの依頼をいただいています。



**対象活動** ▶ 市道を主とした公共用地のボランティア清掃活動

**支援内容** ▶ ごみ袋の配布と清掃後のごみ回収

**申込み** ▶ ボランティア清掃を実施する1週間前までに、「ボランティア清掃に伴う回収依頼書」と「回収場所の地図」を廃棄物対策課または地区市民センターへ

※依頼書は、廃棄物対策課または地区市民センターで入手できます。電子メールでの送付を希望される方は、廃棄物対策課へご連絡ください。

### ⚠️ ご注意ください

回収場所は、ごみ収集車が容易に進入できる場所にして



ごみは「可燃物」と「不燃物」に分けてください。

※きちんと分別がされていないごみは、回収できません。

有害ごみ・スプレー缶・ガスボンベ・ライターなどは、別の袋へ入れてください。



家電4品目(テレビなど)やタイヤなど、市の処理場で処分できないごみは回収できません。発見した場合は、そのままの状態、投棄場所・数量などを後日廃棄物対策課へご連絡ください。

清掃後のごみの回収は原則月曜日です。

※申し込み多数の場合は、火曜日以降になる場合があります。

家庭ごみおよび事業活動に伴うごみは、対象外です。



草木などは必ずごみ袋へ入れてください。

粗大ごみは別に置いてください。



## 新型コロナウイルス感染防止策をしっかりと！

実施にあたっては、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

※活動を実施する際は、三重県から出される「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に向けた『三重県指針』」などにに基づき、適切に判断してください。



## 生ごみ処理機(器)の購入費を助成しています

生ごみは、堆肥としてリサイクルもできます。本市では、生ごみ処理機(器)の購入費の一部を助成していますので、ぜひご活用ください。

**対象者** 市内在住の方

**対象機器** 生ごみ処理容器など

**補助金額** 購入金額の1/2(限度額1万5,000円)

**申込み** 購入した年度内に申請書、請求書、領収書(店舗名、購入者名、品名、金額が記載されたもの)を持参の上、廃棄物対策課(市役所本館4階)または地区市民センターへ

※申請書や請求書は、廃棄物対策課、地区市民センターまたは市ホームページで入手できます。

